

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏 名 株式会社 ナリコー
代表取締役 加瀬 敏雄

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項
第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人

許可の年月日 令和元年7月2日

許可の有効年月日 令和8年7月1日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 収集・運搬（ただし、積替・保管を除く。）に係るもの

(ア) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
(イ) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
(ウ) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
(エ) 感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
(オ) 特定有害産業廃棄物（廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

イ 収集・運搬（ただし、積替・保管を含む。）に係るもの

感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 許可証別紙2のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 積替・保管は、2に記載する施設で行うこと。
- (2) 他の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出に際しても自ら行うこと。
- (3) 廃棄物の保管については容器に入れて行うこと。
- (4) 廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 12 月 6 日	新規許可
令和 元 年 7 月 2 日	更新許可（優良認定）
令和 2 年 1 月 24 日	変更届（役員変更, 株主変更, 政令使用人変更）
令和 2 年 2 月 5 日	変更届（役員変更）
令和 3 年 7 月 29 日	変更届（役員変更）
令和 4 年 1 月 4 日	変更届（役員変更）
令和 5 年 1 月 10 日	変更許可（「積替・保管を含む。」に変更）

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可証別紙 1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—			○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	—	—		○	○	○
鉛又はその化合物	—	—	—		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	—	—	—		○	○	○
砒素又はその化合物	—	—	—		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
PCB					—	—	—
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン				○	○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベンカルブ					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	—	—		○	○	○
ダイオキシン類		—	—		○	○	○
1,4-ジオキサン		—		—	—	—	—

許可証別紙2

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

産業廃棄物の種類	積替・保管 場所の面積	最大保管量	保管 高さ	数量	施設の所在地
感染性産業廃棄物	684 m ²	1,065 m ³	2.0 m	1	千葉県成田市新泉20番 の一部

産業廃棄物収集運搬業許可証

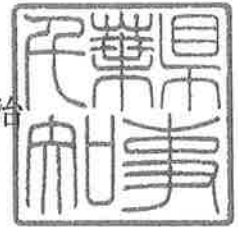
住 所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏 名 株式会社 ナリコー
代表取締役 加瀬 敏雄

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 令和元年7月2日

許可の有効年月日 令和8年7月1日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、ウ 廃油、エ 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）、オ 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）、カ 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ ゴムくず、シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ス ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、セ がれき類、ソ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成4年7月2日 新規許可
令和元年7月2日 更新許可（優良認定）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 00851004245

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏 名 株式会社 ナリコー

代表取締役 加瀬 敏雄

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の5第1項~~

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日

令和3年9月6日

許可の有効年月日

令和10年4月13日



1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：感染性産業廃棄物
以上1種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。



4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
平成6年4月14日	新規許可	平成26年4月14日	更新許可（優良認定）
平成9年8月14日	変更届（住所の変更）	平成31年1月16日	変更届（代表者の変更）
平成11年4月14日	更新許可	令和3年9月6日	更新許可（優良認定）
平成16年4月14日	更新許可		以下余白
平成21年4月14日	更新許可		

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 00801004245

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏名 株式会社 ナリコー

代表取締役 加瀬 敏雄

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項
第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日

令和3年9月6日

許可の有効年月日

令和10年4月13日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：燃え殻(*7)、汚泥(*5)(*8)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*8)、廃アルカリ(*5)(*8)、廃プラスチック類(*2)(*4)(*6)、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*3)(*6)、ばいじん(*8)

以上13種類

（※）記載品目については（*1）自動車等破砕物を除く、（*2）自動車等破砕物を含む（*3）石綿含有産業廃棄物を除く、（*4）石綿含有産業廃棄物を含む（*5）水銀使用製品産業廃棄物を除く、（*6）水銀使用製品産業廃棄物を含む（*7）水銀含有ばいじん等を除く（*8）水銀含有ばいじん等を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

NO COPY

再複製無効

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成7年1月23日	新規許可	平成22年1月21日	更新許可
平成9年8月14日	変更届（住所の変更）	平成26年4月14日	更新許可（優良認定）
平成11年4月14日	更新許可	平成31年1月16日	変更届（代表者、水銀の変更）
平成12年1月21日	更新許可	令和3年9月6日	更新許可（優良認定）
平成17年1月21日	更新許可		以下余白

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

令和 3年 7月15日

指令産廃第12-11号

許可番号 01155004245

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏 名 株式会社 ナリコー

代表取締役 加瀬 敏雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 3年 7月15日

許可の有効年月日 令和10年 7月14日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分: 収集運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物

以上1種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 6年 7月15日	指令東環第525号	新規許可
平成21年 7月27日	指令東環第2-5号	更新許可
平成26年 8月 4日	指令産廃第12-20号	更新許可 (優良認定)
平成31年 1月 4日	—	変更届 (代表者)
令和 3年 7月15日	指令産廃第12-11号	更新許可 (優良認定)

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

NO COPY

再複写無効

令和 3年 7月15日

指令産廃第9-321号

許可番号 01105004245

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏 名 株式会社 ナリコー

代表取締役 加瀬 敏雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 3年 7月15日

許可の有効年月日 令和10年 7月14日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻

汚泥

廃油

廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック類(#1)

紙くず

木くず

動植物性残さ

ゴムくず

金属くず(#1)

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(#1)

がれき類

ばいじん

以上14種類

NO COPY

再複製無効

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 6年 9月30日	指令東環第982号	新規許可
平成 9年 8月20日	—	変更届（住所）
平成26年 8月 4日	指令産廃第9-268号	更新許可（優良認定）
平成31年 1月 4日	—	変更届（代表者）
令和 3年 7月15日	指令産廃第9-321号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘 1 番地 1331

氏 名 株式会社ナリコー
代表取締役 加瀬 敏雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条の 4 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3 年 3 月 11 日

許可の有効年月日 令和 10 年 3 月 10 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH 2.0 以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH 12.5 以上のもの）
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物
ア. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 6 年 3 月 11 日 新規許可
令和 3 年 3 月 11 日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

産廃プロフェッショナル

都認定番号:5-21-D0061S
(認定は感染性産業廃棄物)

東京都

(裏面)

許可番号

第13-50-004245号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・一・トリクロロエタン	一・一・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシシン類
燃え殻		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
銲さい		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定下水汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「－」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘 1 番地 1331

氏 名 株式会社ナリコー
代表取締役 加瀬 敏雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 3 年 3 月 11 日

許可の有効年月日 令和 10 年 3 月 10 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）

（以上 11 種類）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 6 年 10 月 14 日 新規許可

令和 3 年 3 月 11 日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

（以下余白）

産廃プロフェッショナル 都認定番号:5-21-D0061S



許可番号 00950004245

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏名 株式会社 ナリコー
代表取締役 加瀬 敏雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事

福田 富



許可の年月日

令和 2(2020)年11月11日

許可の有効年月日

令和 9(2027)年11月10日

1. 事業の範囲

(1) 営業の範囲

収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

① 積替えを除くもの

- ・感染性廃棄物
- ・その他の特別管理産業廃棄物(※以下のとおり)

区分	有害物質の種類等(○取扱不可:●取扱可能:★限定条件あり)																										
	揮発性	腐食性	水銀	カドミウム	鉛	有機燐	六価クロム	砒素	シアン	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	IⅡジクロロエタン	IⅠジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IⅠトリクロロエタン	IⅡトリクロロエタン	IⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	IⅣジオキサン	ダイオキシン類
取り扱う 特別管理 産業廃棄物																											
廃油	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	—	—	—
	限定:○																										
廃酸	—	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
	限定:○																										
廃アルカリ	—	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
	限定:○																										
汚泥	—	—	●	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●
	限定:○																										

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成27(2015)年11月11日

変更届 平成31(2019)年 1月 4日

更新許可 令和 2(2020)年11月11日

代表者の変更による届出

優良認定

5. 積替え許可の有無

有 ☒ 無6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ☒ 無

許可番号 00900004245

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏名 株式会社 ナリコー
代表取締役 加瀬 敏雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事

福田 富



許可の年月日

令和 2(2020)年11月11日

許可の有効年月日

令和 9(2027)年11月10日

1. 事業の範囲

(1) 営業の種別

収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)

① 積替えを除くもの。

- ・汚泥(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)
- ・廃油
- ・廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)
- ・廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)
- ・廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・ゴムくず
- ・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成27(2015)年11月11日

変更届 平成31(2019)年 1月 4日

更新許可 令和 2(2020)年11月11日

代表者の変更による届出

優良認定

5. 積替え許可の有無

有(無)

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ☒ 無

許可番号 01050004245

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏 名 株式会社ナリコー

代表取締役 加瀬敏雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 5年 3月14日

許可の有効期限

令和12年 3月13日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物
（以上4種類）

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成18年	3月14日	新規許可
平成23年	3月14日	更新許可
平成28年	3月14日	更新許可
令和 5年	3月14日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・☒ 無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏 名 株式会社ナリコー

代表取締役 加瀬敏雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 5年 3月14日

許可の有効期限

令和12年 3月13日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥ゴムくず、⑦金属くず、⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上8種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑦については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑧については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付け

るものを除く。）を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成18年 3月14日 新規許可

平成23年 3月14日 更新許可

平成28年 3月14日 更新許可

令和 5年 3月14日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・☒ 無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県成田市三里塚光ケ丘1番地1331

氏 名 株式会社ナリコー

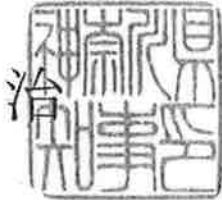
法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 加瀬 敏雄

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和 5 年 5 月 10 日
(初回許可年月日 平成 8 年 5 月 10 日)
許可の有効年月日 令和 12 年 5 月 9 日

1. 事業の範囲
- (1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物
特定有害産業廃棄物
金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は
保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
令和 5 年 5 月 10 日 更新許可
5. 積替え許可の有無 無
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

別表1 金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替え保管を含まないもの

廃棄物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ	
水銀又はその化合物	-	-	/	/	○	○	○	
カドミウム又はその化合物	-	-	-	/	○	○	○	
鉛又はその化合物	-	-	-	/	○	○	○	
有機燐化合物	/	/	/	/	○	○	○	
六価クロム化合物	-	-	-	/	○	○	○	
砒素又はその化合物	-	-	-	/	○	○	○	
シアン化合物	/	/	/	/	○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル	/	/	/	/	-	-	-	
トリクロロエチレン	/	/	/	/	○	○	○	
テトラクロロエチレン	/	/	/	/	○	○	○	
ジクロロメタン	/	/	/	/	○	○	○	
四塩化炭素	/	/	/	/	○	○	○	
1・2-ジクロロエタン	/	/	/	/	○	○	○	
1・1-ジクロロエチレン	/	/	/	/	○	○	○	
シス-1・2-ジクロロエチレン	/	/	/	/	○	○	○	
1・1・1-トリクロロエタン	/	/	/	/	○	○	○	
1・1・2-トリクロロエタン	/	/	/	/	○	○	○	
1・3-ジクロロプロペン	/	/	/	/	○	○	○	
チウラム	/	/	/	/	○	○	○	
シマジン	/	/	/	/	○	○	○	
チオベンカルブ	/	/	/	/	○	○	○	
ベンゼン	/	/	/	/	○	○	○	
セレン又はその化合物	-	-	-	/	○	○	○	
1・4-ジオキサン	/	-	/	-	-	-	-	
ダイオキシン類	/	-	-	/	○	○	○	

備考：「○」は取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏 名 株式会社ナリコー

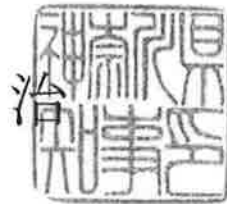
法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 加瀬 敏雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日

令和5年5月10日

(初回許可年月日 平成8年5月10日)

許可の有効年月日

令和12年5月9日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻（※3）、汚泥（※2※3）、廃油、廃酸（※3）、廃アルカリ（※3）、
廃プラスチック類（※2）、ゴムくず、金属くず（※2）、
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※2）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年5月10日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県成田市三里塚光ケ丘1番地1331

氏 名 株式会社ナリコー
代表取締役 加瀬敏雄

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内 堀 雅 雄



許可の年月日
許可の有効年月日

平成30年 9 月 24 日
平成37年 9 月 23 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①汚泥（特定有害産業廃棄物）②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）③廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）⑤感染性産業廃棄物

以上5種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件



4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成 8 年 9 月 24 日
更新許可年月日	平成13年 9 月 24 日
更新許可年月日	平成18年 9 月 24 日
変更許可年月日	平成21年 4 月 15 日（汚泥の追加及び廃油、廃酸、廃アルカリの特定有害産業廃棄物に係る有害物質の追加）
更新許可（優良認定）年月日	平成23年 9 月 30 日（有効期間 平成23年9月24日～平成30年9月23日）
更新許可（優良認定）年月日	平成30年 9 月 24 日
変更届出年月日	平成30年12月27日（代表者の変更）

5 積替え許可の有無 有・☒無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

- ①汚泥（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上24項目

- ②廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上11項目

- ③廃酸（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上24項目

- ④廃アルカリ（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上24項目

以上4種類

以下余白



許可番号 第00707004245号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏 名 株式会社ナリコー
代表取締役 加瀬敏雄

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内 堀 雅 雄



許可の年月日
許可の有効年月日

平成30年 9月24日
平成37年 9月23日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦ゴムくず⑧金属くず⑨ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く。）及び陶磁器くず

（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上9種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件



4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成 8 年 9 月 2 4 日

更新許可年月日 平成 1 3 年 9 月 2 4 日

更新許可年月日 平成 1 8 年 9 月 2 4 日

更新許可（優良認定）年月日 平成 2 3 年 9 月 3 0 日（有効期間 平成 2 3 年 9 月 2 4 日～平成 3 0 年 9 月 2 3 日）

更新許可（優良認定）年月日 平成 3 0 年 9 月 2 4 日

変更届出年月日 平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日（代表者の変更）

5 積替え許可の有無 有・☒無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏 名 株式会社ナリコー 代表取締役 加瀬 敏雄

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和 3年(2021年)10月19日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)10月18日

1. 事業の範囲

汚泥、廃プラスチック類。
積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

NO COPY

再複写無効

4. 許可の更新又は変更の状況

(平成28年(2016年)10月19日 新規許可)
令和 3年(2021年)10月19日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・☒無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無